

発議第1号

新型コロナウイルス感染症に関わる対策についての決議

標記について、高山市議会会議規則（昭和42年高山市議会規則第1号）第14条の規定に基づき提出する。

令和2年3月19日提出

提出者 高山市議会議員 中 田 清 介

賛成者 高山市議会議員 牛 丸 尋 幸  
車 戸 明 良  
山 腰 恵 一  
沼 津 光 夫  
西 田 稔  
伊 東 寿 充

## 新型コロナウイルス感染症に関わる対策についての決議

昨年12月末に新型コロナウイルス感染症が中国本土で発症し、世界中で感染が拡大している。我が国においても、2月に国内初の感染者が確認され増加の一途にある。

その後の経過を見れば、ヨーロッパでの感染者数が激増し、中国以外の感染者数が中国本土の感染者数を上回るなど、パンデミックの様相を呈している。そのことは世界全面株安を招くなど、世界経済並びに金融面での動揺を引き起こしている。

しかし、この感染症の抑え込みが世界経済回復への道として、先般のG7の緊急テレビ会議でその意識統一も図られたところである。

こうしたなか、矢継ぎ早に打ち出された国の感染拡大防止策もあり、我が国では爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度持ちこたえているものの、その経済的影響への危惧は広がるばかりである。観光に依存する高山市においても、入り込み客数の激減により市内経済は著しく低迷し、その回復の見込みが立っておらず、今後の市内経済のあり方やまちづくりの方向性にまで動揺が走っている。

よって、市におかれては、下記の事項について早急にこれまで以上の対応をされるよう求める。

### 記

1. 新型コロナウイルス感染症から市民の生命と健康を守るため、国、県、他自治体、事業者、医療機関と連携するなかで、万全の対応に全力を尽くすこと。
2. 被雇用者の生活危機及び事業者の経営危機に対応するため、国の緊急つなぎ融資などと併せ、地元金融機関と連携するなかで、あらゆる資源を投入し、きめ細かな対策を講じること。

以上、決議する。

令和2年3月19日

高山市議会